

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、所得税および住民税の社会保険料控除の対象となります。

控除の対象となるのは、1月から12月までに納められた保険料の全額(過去の年度分や追納された保険料も含む)です。また、ご家族の年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加える事ができますので、ご家族宛に送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。



この社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、納付したことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、1月1日から9月30日までの間に年金保険料を納付された人には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

※10月1日から12月31日までの間に、今年はいじめて年金保険料を納められた人へは、翌年の2月上旬に送られます。

問 大垣年金事務所 ☎78-5166 平日 8時30分~17時15分

平成30年度「福祉講座」参加募集

県年金協会では、福祉講座を開催します。

日時	11月29日(木) 13時~16時	参加費	無料
場所	大垣市情報工房 5階スィンクホール	参加資格	西濃地域2市9町の在住者(年齢不問)
内容	年金講座「年金制度講習会」ほか	申込方法	当協会へ電話またはFAXで申込みください。
定員	150人 ※定員になり次第締切り		

問申 県年金協会 ☎058-210-2611 FAX058-210-2612

11月11日(日)~17日(土)は「税を考える週間」です

「税を考える週間」とは、皆さんに税の仕組み、使い道や必要性について考えていただき、税に対する理解を一層深めていただくことを目的として設けられた週間です。

この機会に「税」の役割や使い道、将来のあり方について考えてみませんか。

また、期間中、国税庁ホームページでは、税に関するさまざまな情報を提供していますので、ぜひご覧ください。

問 税務課 ☎32-1103

相続と住まいと古民家の相談
NPO法人 養老ユニオン住宅

養老町押越322-2

TEL 0584-84-2868

FAX 0584-84-2869

RE HOUSE 外壁塗装・屋根工事専門店
株式会社 エイトリハウス 本社：養老町大場 888-8

雨漏り修理 塗装 漆喰・屋根
雨樋・板金 防水 大工・窓サッシ

養老密着の外装専門店をお探しの方お電話を!
☎0120-35-1557 代表取締役 三輪大介